

DO YOU KYOTO? クレジット制度に係る税務上の取扱いについて

1 DO YOU KYOTO? クレジット創出奨励金の受領に係る取扱い (※1)

(1) 法人税 (※2) の取扱い

- ① 普通法人が受領する奨励金は、益金の額に算入する。
- ② 公益法人等や人格のない社団等が、収益事業に係る事業に起因して受領する奨励金については、益金の額に算入する。

(2) 個人事業者が受領する奨励金に係る所得税 (※3) の取扱い

- ① 事業所得に係る事業に起因して受領する奨励金は、事業所得の総収入金額に算入する。
- ② 不動産所得に係る業務に起因して受領する奨励金は、不動産所得の総収入金額に算入する。
- ③ ①②以外に起因して受領する奨励金は、雑所得の総収入金額に算入する。

(3) 消費税の取扱い

資産の譲渡等の対価に該当しないため、不課税となる。

2 DO YOU KYOTO? クレジット購入に係る取扱い

(1) 法人税の取扱い

購入した年度において損金の額に算入する。

(2) 消費税の取扱い

資産の譲渡等の対価に該当しないため、不課税となる。

3 その他

上記に係る詳しい取扱いについては、税務署に御相談ください。

※1 京都市から奨励金の交付を受けた者（交付対象者）の税の取扱いです。交付対象者から奨励金の一部（または全部）の再交付を受けた者の税の取扱い（例、奨励金の交付を受けたコミュニティから奨励金の一部（又は全部）の再交付を受けた各構成員の税の取扱い）については、税務署に御相談ください。

※2 地方税（事業税及び法人住民税）についても同様

※3 地方税（個人事業税及び住民税）についても同様